

## 第9 健康福祉部の補助金について

### 1. 健康福祉部健康福祉課の補助金

#### (1) 民生委員協議会運営費県費補助金

##### ア. 指摘事項ないし意見

##### (ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項33）

第4の第2項参照。

##### (イ) 成果指標を設定して事業評価を行うべきであること（意見51）

結論：本件補助金の効果について、具体的な成果指標を設定して事業評価を行うべきである。客観的な指標を設けることが困難であっても、アンケートの活用など、主観的なものであっても、指標を設ける工夫をすることが望ましい。

説明：民生委員は都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が委嘱することとされ（民生委員法第5条）、また、民生委員は児童委員に充てられたものとされる（児童福祉法第16条）。

民生委員・児童委員は、その職務に関して都道府県知事の指揮監督を受けているが（民生委員法第17条、児童福祉法第7条）、無給である。すなわち、民生委員・児童委員の制度は、市民のボランティア精神によって支えられている制度である。

さらに、委員の活動経費も、基本的には委員自らの負担によっているが、その負担を軽減するため、群馬県は、国の地方交付税の交付単価を参考に、群馬県民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という。）に対し、民生委員・児童委員の活動費を補助金として交付している。

平成27年度においては、国の交付単価は委員1人あたり年5万8200円であったところ、群馬県では1人あたり年5万8400円の補助金を交付しており、国の交付単価を200円上回るものであり、他地域と比べて大幅に低い額でも高い額でもない。

しかし、現在、県内における民生委員・児童委員の担い手は減少傾向にあり、地域によっては若干の定員割れが生じている。さらに、群馬県における民生委員・児童委員の平均年齢は65歳と、民生委員・児童委員の高齢化も進んでいる。そのような状況の中で、高齢者の増加に伴い、平成28年度には県内の民生委員・児童委員の定員が30人増員されたとのことであるが、今後も民生委員・児童委員の増員が必要となる一方で、担い手が見つからないという事態が生じかねない。

担い手不足は全国的な傾向であり、その要因には様々なものがあると考えられる。民生委員・児童委員が活動しやすいような研修制度の充実や金銭的な負担の軽減など、課題は多いと考えられ、本件補助金が設定した目的に対してどの程度有効に活用されたのか、評価する必要性は高い。現状では、本件補助金に関する具体的な成果指標は設けられていないが、これは客観的な指標を設けることが困難であるという事情もある。しかし、本件補助金が目的とするあるべき状態をある程度具体的に

設定し、その到達度合いをいくつかの項目を設けた5段階評価方式のアンケートなどを活用することで、何らかの指標を設けることは可能と考えられる。これには主観的要素が混入するという批判もあるかもしれないが、質問項目の設定の工夫を工夫し、継続的に取り組むことで、不具合を少なくし、有効かつ適切な事業評価に繋げる方法もあるはずなので、検討されたい。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付の目的は、群馬県民生委員児童委員協議会の運営の強化及び民生委員・児童委員活動の一層の推進を図ることであり、民生委員法及び児童福祉法により、民生委員・児童委員として厚生労働大臣から委嘱を受けている者が組織している群馬県民生委員児童委員協議会に対し、補助金を交付するとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

民生委員法、児童福祉法、規則、群馬県児童養護施設連絡協議会事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金額は、「民生委員法第4条の規定に基づいて定められた民生委員・児童委員定数等を基にして、予算の範囲内において知事が定めた額」と定められており（要綱第2条）、具体的な算定方法や上限額は定められていない。

対象事業は、①群馬県の協議会及び各市町村に組織されている協議会（民生委員法第20条）が民生委員24条の任務を遂行するために必要な事業、②民生委員・児童委員が民生委員法14条及び児童福祉法第17条の職務を遂行するために必要な事業と定められている（要綱第2条）。経費の範囲や対象経費に対する補助の割合は定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬県の協議会であり、同協議会から桐生市民生委員児童委員協議会ほか32者に補助している。群馬県社会福祉協議会（以下「社福」という。）が協議会の事務局を務めており、社福は県有施設である群馬県社会福祉総合センターを借りているが、協議会は県有施設を借りていない。

本件補助金の支出先は協議会に限定されている（要綱第1条）。協議会は、民生委員法や児童福祉法に基づいて組織された団体であり、そのような団体は群馬県内に他に存在しない。

協議会の補助事業の遂行能力については、過去の実績に基づいて検討している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

補助金額は、地方交付税の交付単価を基準として、予算の範囲内で、知事が定めている。民生委員児童委員活動費の平成17年度における交付単価は、委員1人につき年5万8400円であったが、国は、平成18年度に交付単価を年5万8200円に引き下げた。しかし、群馬県としては、民生委員児童委員の活動の重要性を考慮し、同年度以降も引き下げることなく、1人あたりの活動費を年5万8400

円としている。財源は一般財源である。交付決定以前に行う、支出の効果の検討は、これまでの実績に基づいて行っている。ただし、具体的な成果指標等は定めていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和43年に開始され、48年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	181,500	181,500
平成24年度	181,500	181,500
平成25年度	182,000	182,000
平成26年度	182,878	182,878
平成27年度	182,878	182,878

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は団体の運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

市町村によっては、活動費を民生委員児童委員が自己負担していることを考慮し、負担を少しでも軽くするために、上乘せして補助金を交付している。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は、延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

実績報告書は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に知事に提出される。

(サ) 事後点検

実績報告書が提出された後、補助金受領者の事務所に出向いて書類の確認をすることにより、目的外使用のないことの調査・確認がなされている。具体的な成果指標は定めていない。

## 2. 健康福祉部医務課の補助金

### (1) 群馬県医学会事業補助金

#### ア. 指摘事項ないし意見

##### (ア) 通知書の公印区分及び施行区分(指摘事項34)

第4の第2項参照。

##### (イ) 暴力団等でないことの誓約書(指摘事項35)

要綱には、補助対象者は、暴力団等の反社会的勢力に該当するものであってはならない旨定められているものの(要綱第3条)、誓約書等の提出を受けていなかったことにつき、第4の第1項参照。

(ウ) 実績報告書の提出を受ける時期（指摘事項36）

結論：本件補助金にかかる補助事業の完了日を正確に把握した上で、完了した日から2ヶ月以内に、実績報告書の提出を受けるようにすべきである。

説明：実績報告書は、平成28年4月7日に提出されているが、本件補助金の対象事業である群馬県医学会は、平成27年12月12日には終了している。医学会終了後、医学会の内容を「群馬医学」という雑誌に掲載し、群馬県医師会の会員及び関係者等に配布する事業も実施されているが、印刷及び発送作業は平成27年10月には終了している。その他、実績報告書に添付された対象事業に要した必要経費の証憑を精査しても、医学会のプログラム印刷費を支払った平成27年12月25日以降、平成28年3月31日までに支出された経費は存在しない。すなわち、対象事業は、遅くとも、平成27年12月末には完了したものと考えられる。

年度末である3月31日を「補助事業が完了したとき」と捉え、翌年度の4月20日までに実績報告書の提出を受けているとのことであった。しかし、実際には3月31日を待たずに補助対象事業が完了していると考えられる。

そこで、今後は、本件補助金にかかる補助事業の完了日を正確に把握した上で、完了した日から2ヶ月以内に、実績報告書の提出を受けるようにすべきである。また、事業が完了した日から2ヶ月以内に実績報告書の提出を受けることが困難な事情があるのであれば、要綱を改正し、提出期限を一律に「交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度の4月20日」とするのが望ましい。

(エ) 実績報告書の提出期限（意見52）

事業実績報告書の提出期限が「事業完了後2ヶ月以内又は翌年度4月20日のいずれか早い日まで」と定められていることにつき（要綱第6条）、第4の第6項参照。

(オ) 講師謝金の妥当性の検討について（意見53）

以下の検出事項については、第4の第5項参照。

実績報告書添付の平成27年度群馬県医学会事業収支清算書によれば、同事業の経費として、報酬44万5482円が支出されている。これは、対象事業である春季及び秋季の群馬県医学会の講師1人ずつにそれぞれ支払われたものであり、1人に対して支払った金額は22万2741円である。この内訳は、それぞれ、執筆料が5万5685円、当日講演料が16万7056円とのことである。そして、講師の講演時間は1時間30分程度であり、講師料の単価は、1時間あたり11万円以上であることになる。その当否はさておき、県が予算要求の際の目安として設定している予算標準単価の1.4倍近くとなる。

(カ) 旅費の妥当性の検討について（意見54）

以下の問題につき、第4の第4項参照。

補助事業者が各人に対して旅費を支払ったことを証する資料は実績報告書に添付されていたが、その旅費をどのように算定したかに関する根拠資料は一切存在しなかった。旅費としては、タクシー代や電車代の実費が計上されているものもある

が、それ以外のものは、特に算定根拠等は示されずに、1回あたり5000円から9000円の金額が支給されていた。

(キ) 補助金の効果の測定について（意見55）

結論：補助金の効果の測定方法を検討し、本件補助金の存在意義について数値的な根拠を持って説明できるようにするべきである。

説明：本件補助金は、平成6年度から、公益社団法人群馬県医師会が群馬県医学会事業を実施するに当たって交付されているものである。

群馬県医学会事業は、医師がその業務の性質上、身につけるべき知識や技量を習得するために行われているものであるから、医師の加入団体である群馬県医師会の自己資金で費用を賄うことのできる可能性がある。実際のところ、平成27年度の群馬県医学会事業の収支清算書によれば、本件補助金が同事業の収入総額に占める金額は、455万7975円のうちの25万円、割合にすると5.48%と僅かである。補助金から支出されている25万円についても、群馬県医師会の自己資金により十分に賄うことが可能であると推測される。

本件補助金を支出する理由について、過去の経緯や地域の医療水準の確保などの公益目的に資するであろうことといった事情を勘案しても、本件補助金が何故必要なのか、その効果を具体的な指標を伴って提示されなければ、判断できない。

そこで、本件補助金の効果測定の方法を検討し、本件補助金の存在意義をある程度客観的な根拠を持って説明できるようにする必要があると考える。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱では「群馬県医学会事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付すること。」と定められている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県医学会事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助額は、①基準額（25万円）と対象経費（群馬県医学会事業の運営に要する経費）の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定し、②①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、少ない方の額を交付額とすると定められている（要綱第4条）。

対象経費は「群馬県医学会事業の運営に要する経費」と定められているが、対象となる具体的な経費は定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

本件補助金は、平成6年度から群馬県医師会に対して交付されている。現状では、群馬県医師会以外に「群馬県医学会事業」を実施している団体は存在しないため、支出の対象となり得る相手先等は群馬県内には存在していない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。具体的な成果指標等は定めていないため、交付決定以前

に支出の効果を検討してはいない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成6年度に開始され、12年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	250	250
平成24年度	250	250
平成25年度	250	250
平成26年度	250	250
平成27年度	250	250

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後2ヶ月以内又は翌年度4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

実績報告書の内容を審査する方法により、使途の確認を行っている。成果指標としての数値的な効果は特に定めていないが、群馬県医師会が主催する医学会の開催とその実施内容については確認している。

(2) 医師確保対策調査研究活動に対する補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分(指摘事項37)

第4の第2項参照。

(イ) 暴力団等でないことの誓約書(指摘事項38)

補助対象者が暴力団等の反社会的勢力に該当するものであってはならない旨定められているものの(要綱第3条)、誓約書の提出が求められていないことにつき、第4の第1項参照。

(ウ) 実績報告書の提出期限(意見56)

交付要綱第6条で「事業完了後2カ月以内又は翌年度4月20日のいずれか早い日まで」とされていることにつき、第4の第6項参照。

(エ) 補助金交付の目的(意見57)

結論：補助金交付の目的を明確に定めるべきである。

説明：本件補助金は、「医師確保対策調査研究活動」に対して交付されるものであるとしか定められていないが（要綱第1条）、昭和60年から30年以上「群馬大学大学院医学系研究科環境病態制御系社会環境医療学公衆衛生学分野」の研究室に対して定額で交付されている。公衆衛生に係わる医師の不足を解消するために、本件補助金を交付しているとのことである。

しかし、要綱からはそのような具体性のある目的を読み取ることはできない。今後も公衆衛生に係わる医師の確保を目的として本件補助金の交付を行うのであれば、その旨、要綱に明確に記載すべきである。

#### （オ）事業成果の把握（意見58）

結論：補助対象事業に関する具体的な効果指標を設け、事業成果の把握に努めるべきである。

説明：本件補助金の対象となる経費は、「医師確保対策調査研究活動」に要する経費と定められている（要綱第2条）。本件補助金の交付を受けた者が実施している活動は、医学部の学生に地域保健関連施設の見学・実習や、公衆衛生医師の説明会の開催である。すなわち、本件補助金は、どのような活動を行えば医師の確保が可能かを調査・研究する活動に対する補助というよりも、医学部の学生に公衆衛生分野に興味を持ってもらうための活動に対する補助である。公衆衛生医師を目指して医師を志すものはあまり多くないと考えられるところ、医学部の学生に公衆衛生分野に興味を持ってもらうことは、非常に重要であると考えられる。

しかし、本件補助金は30年以上も継続して交付されているが、実際に公衆衛生に係わる医師の確保につながっているのか否かといった具体的な効果の測定は行われていない。そのような状況からすれば、県の事業成果の把握は不十分であると言わざるをえない。例えば、本件補助金の支出により、県内の公衆衛生医師の減少に歯止めがかかったのか、対象事業への参加を機に公衆衛生医師を目指すようになった人がいるのかなど、県内の公衆衛生医師数の把握や、新たに公衆衛生医師として地方公共団体に採用された医師を対象としたアンケートを実施するなどして、効果の測定を行うべきである。

#### （カ）補助対象経費の内容の検討（意見59）

結論：補助対象経費の内容の妥当性を検討すべきである。

説明：本件補助金にかかる補助事業に要した費用は、総額で10万146円であるところ、補助金額は10万円である。すなわち、補助事業に要した費用のうちの99.85%は、補助金で賄われている。

そして、実績報告書に添付された書類によれば、補助事業に要した費用総額10万146円のうちの8万1478円、81%は書籍費に充てられている。さらに、その書籍費の総額の半分以上にあたる4万2011円は、年度終了直前の平成28年3月に支出されたものであることから、事業執行の時期についても、妥当性を検討する必要がある。

また、そもそも、書籍の購入が公衆衛生医師の確保に、どのようにつながるのか

も不明確であるが、公衆衛生学の教室に書籍が増えることにより、教授や学生等が公衆衛生学に関する新たな知識を得て、学生が公衆衛生学に魅力を感じるようになるという効果が期待できなくもないと考えられる。しかし、それでは、本件補助金受領者の所属する公衆衛生学の教室の活動費のほぼ全てが補助対象となり得ることになってしまう。このように広く補助対象経費を解釈することは、補助事業の目的達成のために必要不可欠な経費を見誤るおそれがある。さらに、事業効果の測定、事業強化の正確性が達成できなくなるおそれがある。

そこで、今後、補助金受領団体から実績報告書が提出された際には、支出どおりの領収書の写しが添付されているかだけでなく、支出の内容の妥当性についても、検討すべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱には「医師確保対策調査研究活動に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。」とされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、医師確保対策調査研究活動に対する交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助額は、要綱上、「予算の範囲内で知事が定める額」と定められているだけで（要綱第4条）、算定方法や上限額の定めはない。交付要綱上、対象となる経費は「医師確保対策調査研究活動に要する経費」と定められているが（要綱第2条）、その対象となる具体的な経費についての定めはない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬大学大学院医学系研究科の公衆衛生学分野の研究室である。本件補助金の支出先は、限定されていないため、同様の支出の対象となりうる相手先等は、交付要綱上は存在し得る。しかし、今のところ、同研究室以外の相手先は想定されていない。交付先の補助事業の遂行能力については、過去の実績に基づいて、検討されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定時の支出の効果の検討は、過去の実績からの検討に留まり、具体的な成果指標等による検討はなされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和60年度に開始され、31年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	100	19
平成24年度	100	100
平成25年度	100	74
平成26年度	100	100

平成27年度	100	100
--------	-----	-----

- (キ) 本件補助金の区分・態様  
事業費の補助であり、定額補助である。
- (ク) 本件補助金の負担割合  
本件補助金は、県が100%負担するものである。
- (ケ) 本件補助金に係る事務負担  
本件補助金に関する事務に従事する人員は、延べ0.1人程度であり、交付先に対する県職員の派遣はない。
- (コ) 実績報告書  
事業完了後2ヶ月以内又は翌年度4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。
- (サ) 事後点検  
事業実績報告書に添付して提出される領収書等を確認し、本件補助金の使途を確認している。期待される効果について、特に成果指標等は定めていない。

(3) 群馬県高等歯科衛生士学院運営事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

- (ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項39）  
第4の第2項参照。
- (イ) 暴力団等でないことの誓約書（指摘事項40）  
補助対象者は暴力団等の反社会的勢力に該当するものであってはならない旨定められているものの（要綱第4条）、誓約書の提出は求められていないことにつき、第4の第1項参照。
- (ウ) 運営費補助から事業費補助への移行（意見60）  
結論：本件補助金は、運営費補助としては効果に疑問があるので、事業費補助へ移行させるべきである。  
説明：本件補助金は、昭和44年度より継続して群馬県高等歯科衛生士学院を運営する群馬県歯科医師会に対して交付されているが、同学院の平成27年度の収支清算書によれば、本件補助金が同学院の事業収入総額に占める割合は0.46%である。また、同学院の会計の平成27年度の当期収支差額は307万1434円と、補助金額の50万円を大きく超えている。このような状況からすれば、本件補助金がなければ同学院の運営が困難となるような状態ではないものと考えられる。  
また、平成27年度における次期繰越収支差額は1億771万9476円と多額である。資産を保有することは自由であり、また、将来に備えて資産を保有することは、望ましいことであるといえる。しかし、多額の資産を保有している団体に対して補助金を交付することには疑問がある。  
本件補助金の対象経費としては「群馬県高等歯科衛生士学院の運営に要する経費」としか定められておらず、多額の資産と収入を有する団体の運営に補助金を交付す

ることで、どのように政策目的実現に対する効果があるのか判然としない。

本件補助金を今後も存続させていくのであれば、運営費補助から事業費補助に移行させ、いかなる目的でいかなる事業のどのような経費を補助するのか明確にすることが求められる。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱では、「群馬県高等歯科衛生士学院における歯科衛生士の養成に資することを目的として、予算の範囲内において、補助金を交付する。」となっている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県高等歯科衛生士学院運営事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助額は、要綱上、「予算の範囲内で知事が定める額」と定められているだけで（第5条）、算定方法や上限額の定めはない。対象となる経費は「群馬県高等歯科衛生士学院の運営に要する経費」と定められているが（第2条）、その対象となる具体的な経費の定めはない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は、群馬県歯科医師会であり、本件補助金は、専修学校である「群馬県高等歯科衛生士学院」の運営に要する経費を補助するものであるため、要綱上、同学院を運営する群馬県歯科医師会以外の交付対象者は予定されていない。

なお、専修学校等各種学校は、群馬県高等歯科衛生士学院以外にも群馬県内に数多く存在するが、学校法人立の専修学校等各種学校に対しては、学事法制課が所管する補助金（私立学校教育振興費補助）が交付されている。過去の実績に基づいて、補助事業の遂行能力を検討している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定以前に行う支出の効果の検討は、過去の実績に基づいてしている。具体的な成果指標等は定めていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和44年度に開始され、47年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	500	500
平成24年度	500	500
平成25年度	500	500
平成26年度	500	500
平成27年度	500	500

(キ) 本件補助金の区分・態様

団体の運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後1ヶ月以内に、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

実績報告書の内容を確認し、使途を確認している。

具体的な成果指標は定めていないが、1学年約50名の学生のうちのほぼ全員が群馬県高等歯科衛生士学院を卒業していることが、本件補助金交付の効果である。

(4) はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項41）

第4の第2項参照。

(イ) 暴力団等でないことの誓約書（指摘事項42）

補助対象者が暴力団等の反社会的勢力に該当するものであってはならない旨定められているものの（要綱第3条）、誓約書等の提出が求められていないことにつき、第4の第1項参照。

(ウ) 実績報告書の提出期限（意見61）

事業実績報告書の提出期限が「事業完了後2ヶ月以内又は翌年度4月20日のいずれか早い日まで」と定められていることにつき、第4の第6項参照。

(エ) 旅費の妥当性の検討について（意見62）

補助事業者が各人に対して旅費を支払ったことを証する資料は実績報告書に添付されていたものの、その旅費をどのように算定したかに関する根拠資料は存在しなかった。対象事業の実施にあたって自家用車を利用した際の旅費は1キロメートル30円として計算されていたが、それについて特に明文の規定はなかった。これらの問題につき、第4の第4項参照。

(オ) 補助金交付の目的・交付対象の明確化（意見63）

結論：補助金交付の目的を明確にし、本件補助金は「はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の国家資格を有する者が所属し、かつ、はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業を行う公益性を有する団体」に対して交付する旨、要綱に明記すべきである。

説明：本件補助金は、無資格者が行ったマッサージ等による健康被害が増加したことなどの事情を背景に、国家資格者を有する者が行うはり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発のために創設された。しかし、要綱上、本件補助金交付の相手方は全く限定されていない。無資格者の施術による県民の健康被害をなくすとい

う目的は、県の政策として非常に大切な目的であると考えられるので、その目的を要綱に記載するとともに、本件補助金は「はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の国家資格を有する者が所属し、かつ、はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業を行う公益性を有する団体」に対して交付する旨、要綱に明記すべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱に「はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。」とある。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助額は、①基準額（25万円）と「はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業の運営に要する経費」の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、②①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とすると定められている（要綱第4条）。対象となる経費は「はり、きゅう、マッサージ、指圧療法の普及、啓発事業の運営に要する経費」と定められているが（要綱第2条）、その対象となる具体的な経費については定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は、群馬県鍼灸マッサージ師会であり、同会に対しては、県有施設が賃貸されている。はり・きゅう・マッサージ師の職能団体は、群馬県内には同会以外には存在していないため、支出の対象となり得る相手方は他に存在しない。補助事業の遂行能力は、過去の実績に基づいて、検討されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定時の支出の効果の検討は、過去の実績に基づいて行っている。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成6年度に開始され、12年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	250	250
平成24年度	250	250
平成25年度	250	250
平成26年度	250	250
平成27年度	250	250

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後2ヶ月以内又は翌年度4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。提出された実績報告書の内容を確認し、正確性について検証している。

(サ) 事後点検

本件補助金の目的外使用がないことは、事業実績報告書の内容を確認する方法により、確認している。

具体的な成果指標などは特に定められていない。対象事業として実施されているセミナーや鍼マッサージ無料体験の参加者数、無資格者によるマッサージ等による健康被害の件数の増減などから、補助金支出の効果を検討している。

### 3. 健康福祉部介護高齢課の補助金

(1) 群馬県認知症高齢者介護家族等研修事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項43）

第4の第2項参照。

(イ) 暴力団等排除措置について（指摘事項44）

補助対象者が暴力団等の反社会的勢力に該当するものであってはならない旨要綱に定められていないこと、誓約書等の提出は求められていないことにつき、第4の第1項参照。

(ウ) 講師謝金の妥当性の検討について（意見64）

以下の検出事項につき、第4の第5項参照。

同事業の経費として、講師謝礼37万円が支出されている。これは、対象事業として実施された認知症介護家族支援講座、認知症サポーター養成講座及び世界アルツハイマーデー記念講演会の講師に対して支払われたものである。講演1回につき、講師に対して支払われた金額は、以下のとおりである。

○認知症介護家族支援講座

- ・医師 3万円
- ・その他（補助金受領団体代表、世話人等） 1万円

○認知症サポーター養成講座

- ・補助金受領団体代表 1万円

○世界アルツハイマーデー記念講演会（群馬県との共催）

・医師

5万円

そして、いずれにおいても、講師の講演時間は1時間～2時間程度であるところ、講師料の単価は、1時間あたり5000円～2万5000円であるといえる。県が予算要求の際の目安として設定している予算標準単価と同程度～3倍程度の額である。

本件補助事業において招いている講師は、医師を除けば、そのほとんどが、外部講師ではなく補助金受領団体の代表や世話人等、団体内部の者であり、外部講師を招聘しなければならないということが当てはまりにくいという特徴があった。

(エ) 講師料の支出先の確認について（意見65）

結論：実績報告書の提出を受けた時点で、チラシ等に記載された講師氏名と領収書等に記載された講師氏名を確認し、両者が一致していない場合には、補助金対象団体に対して説明を求めるべきである。

説明：補助金受領団体は、補助対象事業として、認知症介護家族支援講座を計5回実施している。そして、実績報告書添付のチラシには、各回の講師の氏名が記載されている。同講座の講師に対する講師料の領収書の写しも、実績報告書に添付されている。チラシに記載された講師の氏名と、講師料の領収書を確認したところ、領収書発行者の氏名と、チラシに記載された講師名の氏名が一致していなかった。例えば、講座のチラシによれば、平成27年7月11日に実施された講座の講師は、T代表、W医師、S世話人の3人であったが、同日の領収書にはS氏発行の領収書はなく、その代わりにF氏発行の領収書が存在した。また、それ以外の日に実施された講座でも、同様の事態が発生していた。チラシ作成時に予定していた講師により研修会等の実施ができなくなってしまうことは、避けることのできないことではある。しかし、当初予定されていた講師以外の者が講師料を受領することが通常の見取りとなることは、好ましいことではない。そこで、今後は、実績報告書の提出を受けた時点で、チラシに記載された講師の氏名と領収書に記載された講師の氏名を確認し、両者が一致していない場合には、必ず、補助金対象団体に対して説明を求めるべきである。

(オ) 旅費の算定方法について（意見66）

補助事業者が各人に対して旅費を支払ったことを証する資料は実績報告書に添付されていたが、その旅費をどのように算定したかに関する根拠資料や算定根拠等は示されずに、1回あたり500円から1万5000円の金額が支給されていたことにつき、第4の第4項参照。

(カ) 概算払の必要性について（意見67）

結論：概算払を行う場合には、その必要性について、確認を行うべきである。

説明：本件補助金は、平成27年8月3日に50万円、同年12月11日に40万円が概算払され、その全額が支払われている。これは、補助金受領団体から概算払請求書の提出がなされたことを受け、担当部署において検討した結果、行われたものである。しかし、同団体から提出された「概算払請求書」には、概算払を求め

る理由として、「当会は自主財源に乏しく」などと記載されていたが、同団体の資金計画等の会計資料等は概算払請求書とともに提出されておらず、概算払請求書に添付された同事業月別資金計画書の内容から概算払の必要性を判断しており、同団体の資金計画書等の確認は行っていないとのことであった。補助金はあくまでも、確定後に支払われるのが原則であり、概算払は「相当の理由があるとき」に例外的に認められるものである（規則第7条2項）。また、補助金の交付申請をする際には、「申請者の資産及び負債」を記載した書類の添付が原則として求められている（規則第4条第2項第2号）。そこで、今後は、概算払を行う際には、その都度、補助金受領団体から資金計画等の会計資料の提出を受けるなどし、例外的に概算払を実施する必要があるか否か、概算払いがないとすれば事業の実施が困難か等につき検討を行い、概算払の必要性について確認を行うべきである。

(キ) 補助対象団体の範囲（意見68）

結論：交付要綱において、補助対象団体を限定しないことが望ましい。

説明：本件補助金の対象事業は、「社団法人認知症の人と家族の会群馬県支部」が実施する事業に限定されている（要綱第2条）。同団体は「公益社団法人認知症の人と家族の会」という全国組織の下部組織として全県的な活動を行っている団体であるところ、全県的に活動をする同様の団体は、他に存在しないとのことであった。ただし、群馬県内には、若年性認知症の団体はあるが、任意団体であること、群馬県こころの健康センターが運営を支援していること、活動が小規模であること等から補助金を交付していないとのことであった。

しかし、補助金には、自主財源に乏しいことなどを理由に十分な活動ができていない団体に対して、活動が軌道に乗るまでの間、援助を行うことも、その役割として求められていることではなかろうか。補助金受領団体が、全国組織の下部組織として、積極的に活動を行い、実績を作ってきたことを否定するわけではないが、県内において、「認知症」に関する他の団体の存在が確認されている以上、補助金の交付を特定の団体に限定することは望ましいとはいえない。そこで、要綱においては、補助金の対象事業を「社団法人認知症の人と家族の会群馬県支部」が実施する事業に限定する規定を削除することが望ましい。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、認知症高齢者をテーマとした各種研修会を通して、認知症高齢者への正しい理解や処遇技術の向上を図り、もって介護家族の支援と認知症高齢者の生活の質の向上に資するために、認知症高齢者介護家族等研修事業に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県認知症高齢者介護家族等研修事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助額は、要綱第3条により、「毎年度、予算で定める額の範囲内」とされている

るだけで、算定方法、上限額や対象となる経費の範囲は定められていない。

補助対象事業は、社団法人認知症の人と家族の会群馬県支部が、在宅で認知症高齢者を介護している家族や一般県民等を対象に実施する、認知症高齢者をテーマとした各種研修（講演会、シンポジウム等）事業である（要綱第2条）。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は公益社団法人認知症の人と家族の会群馬県支部であり、同支部に対する県有施設の貸与はない。

本件補助金の対象者は、要綱上、同支部に限定されており、群馬県内に同様の支出の対象となり得る相手先等は存在し得ない。同支部の補助事業の遂行能力は、過去の実績に基づき、検討されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定以前、支出の効果については、数値目標を定めての評価は行っていないため、これまでの実績に基づいて、検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成14年度に開始され、14年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	900	900
平成24年度	900	900
平成25年度	900	900
平成26年度	900	900
平成27年度	900	900

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

交付要綱第7条によれば、事業完了後1ヶ月以内に、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

実績報告書添付の領収書等の写しを確認することにより、支出内容及び金額の正確性につき、検証している。具体的な成果指標は定めていないが、補助金受領団体が実施する研修会や講演会への参加人数は把握している。世界アルツハイマーデー記念講演会には、県の担当部署の職員も数名が参加し、その実施状況を確認している。具体的な評価までは実施していない。

(2) 群馬県老人福祉施設協議会研修事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項45）

第4の第2項参照。

(イ) 暴力団等排除措置について（意見69）

補助対象者が暴力団等反社会的勢力に該当する者であってはならない旨要綱に定められていないことにつき、第4の第1項参照。ただし、本件補助金については、支出先から誓約書の提出を受けていたので、指摘ではなく意見とした。

(ウ) 実績報告書の提出期限（意見70）

事業実績報告書の提出期限が「事業完了後1ヶ月以内又は翌年度5月10日のいずれか早い日まで」と定められていることにつき（要綱第7条）、第4の第6項参照。

(エ) 実態に合わせた要綱の改正（意見71）

結論：実態に合わせた要綱の改正を行うべきである。

説明：本件補助金の要綱第2条には、「群馬県老人福祉施設機能創造・研究事業費補助金の交付対象事業については、この補助金の交付対象としない。」との記載があった。「群馬県老人福祉施設機能創造・研究事業費補助金」は、すでに存在しない補助金のため、同部分を要綱から削除するなど、実態に合わせた要綱の改正を行うべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、施設等福祉対策の積極的な推進を図り、入所者ニーズの高度化・多様化に対応していくため、群馬県老人福祉施設協議会が行う研修事業に対して、補助金を交付するとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県老人福祉施設協議会研修事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金交付額は、予算の範囲内において知事が定める額とされている（要綱第3条）。算定方法や上限額は、定められていない。対象となる経費の範囲は、「群馬県老人福祉施設協議会が老人福祉施設の施設長及び職員を対象に行う研修事業に係る経費のうち、会場費（会場借料費、看板代、生花代等）、筆耕代、講師代（謝礼、旅費、食糧費）、通信費、印刷製本費、備品購入費、消耗品費及び委託費」と定められている（要綱第2条）。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬県老人福祉施設協議会であり、県有施設の貸与はないが、群馬県社会福祉協議会の一部を借りている。

本件補助金の対象者は、要綱上、同協議会に限定されている（要綱第2条）。同

協議会は、老人福祉施設等を運営する社会福祉法人が加盟する団体であるが、同協議会には、群馬県内411施設（特別養護老人ホーム152施設、軽費老人ホーム60施設、養護老人ホーム17施設、デイサービス施設182施設。）を運営する社会福祉法人のうちの99%が、加入している。そのため、群馬県内には、同規模の同様の団体は存在せず、同様の相手先等は存在しない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定以前には、支出の効果について具体的な検討はされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成7年度に開始され、21年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,200	1,200
平成24年度	1,200	1,200
平成25年度	1,200	1,200
平成26年度	1,200	1,200
平成27年度	1,200	1,200

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後1ヶ月以内又は翌年度5月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。実績報告書の提出を受けた後、同団体の事務所に担当部署の職員が出向き、資料関係一式を確認調査することにより、正確性につき検証している。

(サ) 事後点検

成果指標は特に定めておらず、特段の評価は実施していないが、現地で研修の実施状況を確認して評価している。

(シ) その他～講師謝金の補助額算定に予算作成時の標準積算単価を活用できる事例

実績報告書添付の平成27年度群馬県老人福祉施設協議会事業実施報告書によれば、同事業の経費として、講師謝礼74万1668円が支出されている。これは、対象事業である養護職員合同研修会、人材育成研修会、経費研修会、パソコン研修会等の講師に対して支払われているものである。

講師謝金の単価は、研修会ごとに異なっており、例えば、パソコン研修会におけ

る講師謝金の単価は1時間4000円である。また、養護職員合同研修会の講師に対しては、講演時間が3時間50分であるのに対して20万円を支払っているところ、その単価は1時間あたり5万円以上である。経費研修会の講師に対しても同様に、1時間あたり5万円近くの謝金を支払っている。このように、1時間あたり4000円から5万円以上と幅があるが、1時間あたり5万円以上という金額は、その当否は別として、県が予算要求の際の目安として設定している予算標準単価の6.25倍ということになるが、下記の標準単価で算定した講師謝金相当額を補助対象経費とするという取り組みがなされていた。

県では、予算要求の際に、目安となる予算標準単価を設定しているが、講師手当は、次のとおりである。

講師手当

○大学教授級 1時間あたり 8000円以内

○その他 1時間あたり 4200円以内

ただし、長期（1週間程度以上のもの）の場合は、上記単価の6割の額

この予算標準単価は、予算編成時に講師や講師謝金が定まっていない研修等の予算要求を行う際の目安とするためのものである。講師謝金は、事業内容に基づきどのような講師がふさわしいかを踏まえて、講師の知名度や専門性、事前準備を含めた研修等の内容等によって決定されるものであり、県では、予算標準単価に沿った支出を求めているものではない。

しかし、現状では、基準らしきものは、この積算基準しかないのも、また事実である。各部の実情に合わせた体系的な講師謝金の基準を設けていないことにも問題はあつたものの、現状で客観的な基準に依拠して講師謝金を算定しようとする取り組みとして、上記の積算基準に拠つた金額で算定する取り扱いは評価できる。

### (3) 群馬県ホームヘルパー協議会研修事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項46）

第4の第2項参照。

(イ) 暴力団等でないことの誓約書（指摘事項47）

補助対象者は暴力団等の反社会的勢力に該当するものであつてはならない旨定められているものの（要綱第3条）、誓約書の提出は求められていないことにつき、第4の第1項参照。

(ウ) 回議用紙の修正方法（意見72）

結論：回議用紙への修正テープの使用は控えるべきである。

説明：補助金交付決定書及び同通知書は、県がどのような決定を行い、どのように通知したのかを示す重要な書類であるが、それらの書面に関しては、原則として、決裁を受ける際の回議用紙が保存されているのみである。そのため、同回議用紙は、補助金の交付決定日及び施行日を示す重要な書類であると考えられるが、本件補助

金の交付決定に関する回議用紙には、修正テープによる修正が施されていた。

修正が行われていたのは、公印押印、施行年月日の2箇所の日付であり、確認したところ、公印押印及び施行年月日は、修正前は平成27年4月21日と記載されていたものが、修正後の日付は平成27年4月16日となっていた。修正後に、5日遡った日付が記載されていれば、何らかの不都合があって事後的に日付を変更されたのかなどとあらぬ疑いを持たれかねない。今後、修正を行う場合には、修正テープは使用せず、修正箇所に二重線を引いて訂正印を押すなどの対応を行うべきである。

(エ) 実績報告書の提出期限（意見73）

事業実績報告書の提出期限が「事業完了後1カ月以内、又は翌年度4月10日のいずれか早い日まで」と定められていること（要綱第6条）につき、第4の第6項参照。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付の目的は、在宅対策の積極的な推進を図り、介護ニーズの高度化・多様化に応えていくためであり、事業等の内容は群馬県ホームヘルパー協議会が行う研修事業である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県ホームヘルパー協議会研修事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助額は、要綱第3条により、「予算の範囲内」において知事が定める額とされているだけで、算定方法や上限額は定められていない。対象となる経費の範囲は、「群馬県ホームヘルパー協議会が行う研修事業に係る経費のうち、報酬費、旅費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、役務費、使用料及び賃借料、及び委託料」と定められている（要綱第2条）。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬県ホームヘルパー協議会であり、県有施設の貸与はないが、群馬県社会福祉協議会内に事務局がある。本件補助金の対象者は、交付要綱上、同協議会に限定されている。同協議会はホームヘルパーの任意登録団体であるが、県内のホームヘルパー5624人（うち、常勤の者は2129人）（平成26年時点）のうち、平成28年時点で234人が加入している団体で、県内には他に同様の団体は存在しないとのことである。補助事業の遂行能力は、過去の実績に基づいて、検討されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は特定財源である（地域福祉基金利子）。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和52年度に開始され、39年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,864	1,864
平成24年度	1,864	1,864
平成25年度	1,864	1,864
平成26年度	1,864	1,864
平成27年度	1,864	1,864

- (キ) 本件補助金の区分・態様  
事業費の補助であり、定額補助である。
- (ク) 本件補助金の負担割合  
本件補助金は県が100%負担するものである。
- (ケ) 本件補助金に係る事務負担  
本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。
- (コ) 実績報告書  
事業完了後1ヶ月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。
- (サ) 事後点検  
実績報告書の記載内容及び同報告書に添付された領収書等の写しの内容を精査することにより、内容の正確性につき検証している。具体的な成果指標は定めていないが、補助事業である研修に参加した人数を確認するなどの方法により事後評価を行っている。
- (シ) その他～講師料の算定に予算要求の際の予算標準単価を活用した事例  
本件補助金は、研修事業に対する補助金であるが、実績報告書によれば、同事業の経費308万7955円のうち、127万7500円が研修の講師謝金であり、そのうち補助対象経費とされている講師謝金は77万4000円である。  
これは、対象事業である全体研修会、フォローアップ研修会、テーマ別技術向上研修、介護技術トレーナ現任研修等の講師謝金である。講師に対する謝金の単価は、研修会ごとに異なっており、例えば、テーマ別技術向上研修では1時間8000円である。また、全体研修会では16万2000円を支払っているが、講演開始時刻が午後2時ころからであることからすれば、講演時間は2～3時間であると考えられるところ、その単価は1時間あたり5～8万円であるといえる。また、フォローアップ研修や介護技術トレーナ現任研修の講師に対しては、1時間あたり2万円の講師謝金を支払っている。  
本件補助金においては、この全額を対象経費とはせず、全体研修に係る講師謝金以外は、県の予算要求の際の予算標準単価と同じ1時間当たり8000円で計算した金額を対象経費としていた。  
講師謝金は、事業内容に基づきどのような講師がふさわしいかを踏まえて、講師の知名度や専門性、事前準備を含めた研修等の内容等によって決定されるものであ

り、統一的な基準を設定することが困難であるが、補助金の対象事業として事業を実施している場合に、その事業に要する経費の妥当性を判断するのに何らかの基準があることが望ましいところ、本件は、補助対象金額を県が予算要求の際の目安として設定している予算標準単価を用いて算定した事例である。

#### 4. 健康福祉部保健予防課の補助金

##### (1) 小児糖尿病夏季治療講習会（サマーキャンプ）補助金

###### ア. 指摘事項ないし意見

###### (ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項48）

第4の第2項参照。

###### (イ) 実績報告書の提出期限（意見74）

事業実績報告書の提出期限が「事業の完了した日から起算して1か月を経過した日または当該年度の3月末日のいずれか早い日まで」と定められていること（要綱第6条）につき、第4の第6項参照。

###### (ウ) 旅費の妥当性の検討について（意見75）

以下の検出事項につき、第4の第4項参照。

補助事業者が各人に対して旅費を支払ったことを証する資料は実績報告書に添付されていた。例えば、「交通手段：自家用車、行程：吉岡→妙義」に対して、1230円の旅費が支給されているが、その算定根拠を示す資料はなかった。

###### (エ) 領収書の金額の事後修正（意見76）

結論：領収書の金額が事後的に修正されている場合には、説明を求めるべきである。

説明：実績報告書に添付されている領収書の中に、事後的に金額を手書きで修正したと思われる領収書が存在した（「¥2,000」との印字を一重線で消し、横に手書きで「1,500」と記載したもの）。購入した物の一部を経費として計上しなかったものと考えられるが、領収書を手書きで修正することは好ましいことではない。今後、手書きで修正された領収書が提出された場合には、その趣旨の説明を求めるべきである。また、説明を受けた場合には、事後的にその説明内容の確認が可能となるように、聴取書を作成するなどしておくことが望ましい。

###### (オ) 補助対象団体の範囲（意見77）

結論：交付要綱において、補助対象団体を限定しないことが望ましい。

説明：本件補助金の対象事業は、「群馬県小児糖尿病の会（ひまわり会）」が実施する事業に限定されている（要綱第2条）。現在難病指定されている疾患は306疾患、県内で難病指定を受けている者は約1万4000人いるところ、当該団体以外にも、県内には患者団体が存在しているとのことである。当該団体は、30年以上にわたって事業を実施してきているという実績があるとはいえ、県内には多くの難病患者がおり、当該団体以外にも患者団体が存在していることからすれば、補助金

の交付を特定の団体に限定することは好ましいとはいえない。そこで、要綱においては、補助金の対象事業を「群馬県小児糖尿病の会（ひまわり会）」が実施する「小児糖尿病夏季治療講習会」に限定する規定を削除し、新たに交付要件に関する規定を追加することが望ましい。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県小児糖尿病の会（ひまわり会）が行う小児糖尿病夏季治療講習会（サマーキャンプ）事業に対して補助金を交付する。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、小児糖尿病夏季治療講習会（サマーキャンプ）補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助額は、①「予算の範囲内で知事が定める額」と②群馬県小児糖尿病の会（ひまわり会）が行う小児糖尿病夏季治療講習会（サマーキャンプ）事業に要する経費の実支出額（ただし、対象となる経費は共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、医薬材料費、会議費）、食糧費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、負担金）のうち、いずれか少ない方の額と定められている（要綱第3条）。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は、群馬県小児糖尿病の会（ひまわり会）であり、県有施設の貸与はない。本件補助金の対象者は、要綱上、「群馬県小児糖尿病の会（ひまわり会）」（以下「ひまわり会」という。）に限定されている（要綱第2条）。なお、ひまわりの会同様に、群馬県内に難病の子どもたちを対象とした事業を実施する患者団体がある。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。これまでの実績に基づいて事前に支出の効果を検討しているが、成果指標等を定めるなどの検討はしていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和59年に開始され、32年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	200	200
平成24年度	200	200
平成25年度	200	200
平成26年度	200	200
平成27年度	200	200

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件交付の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.013人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後1ヶ月を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受けている。提出された実績報告書に添付された領収書の金額を確認するなどし、正確性につき検証している。

(サ) 事後点検

具体的な成果指標などは定めていないが、効果の事後的な評価を実施している。

(2) 群馬小児アレルギー親の会補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項49）

第4の第2項参照。

(イ) 支出の適切性の確認（指摘事項50）

結論：事業に要した経費を確認するにあたっては、提出された収支決算書の金額と領収書との金額が一致しているかどうかを確認するだけでなく、支出の適切性に関しても確認し、事業に要する経費として計上すべきでない費用が計上されている場合には、修正を求めるべきである。

説明：本件補助金の対象団体が提出した実績報告書によれば、事業実施のための会議の茶菓代（飲み物代、パンなどの軽食代）とあわせて、「打ち上げ」に要した費用が需用費として計上されている。事業を実施するための会議の茶菓代は需用費に該当するが、事業実施後の「打ち上げ」に要する費用は事業実施のための会議の茶菓代とは性質を異にするものであり、需用費には該当しないものと考えられる。そこで、今後は、提出された収支決算書と領収書の金額が一致しているか否かを確認するだけでなく、需用費には該当しないと考えられるものが需用費として計上されていないかなど、支出の適切性に関しても確認し、事業に要する経費として計上すべきでない費用が計上されている場合には、修正を求めるべきである。

(ウ) 実績報告書の提出期限（意見78）

事業実績報告書の提出期限が「事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日または当該年度の3月末日のいずれか早い日まで」と定められていること（要綱第6条）につき、第4の第6項参照。

(エ) 旅費の妥当性の検討について（意見79）

以下の検出事項につき、第4の第4項参照。

補助事業者が旅費を支払ったことを証する領収書は実績報告書に添付されており、2000円や3000円の旅費が支給されていたが、その算定根拠を示す資料はなかった。

(オ) 補助対象団体の範囲（意見80）

結論：交付要綱において、補助対象団体を限定しないことが望ましい。

説明：本件補助金の対象事業は、「群馬小児アレルギー親の会」が実施する事業に限定されている（要綱第2条）。同会は、30年以上、群馬大学医学部附属病院とも連携を取り続けており、多くの実績があることは確かであるが、県内には、当該団体以外にも患者団体が存在していることから、補助金の交付を特定の団体に限定することは望ましいとはいえない。そこで、要綱においては、補助金の対象事業を「群馬小児アレルギー親の会」が行う事業に限定する規定を削除し、新たに交付要件に関する規定を追加することが望ましい。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県小児アレルギー親の会が行う、小児アレルギーについて理解を深めるための事業に対して補助金を交付する。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬小児アレルギー親の会補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助額は、①「予算の範囲内で知事が定める額」と②群馬小児アレルギー親の会が行う小児アレルギーについて理解を深めるための事業に要する経費の実支出額（ただし、対象となる経費は共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、医薬材料費、会議費）、食糧費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、負担金）のうち、いずれか少ない方の額と定められている（要綱第3条）。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬小児アレルギー親の会であり、県有施設の貸与はない。本件補助金の対象者は、交付要綱上、「群馬小児アレルギー親の会」に限定されている（交付要綱第2条）。補助事業の遂行能力については、事業実績報告書の内容を確認することにより、検討している。

(オ) 補助金・交付金の金額

財源は一般財源である。交付決定以前に支出の効果について、これまでの実績に基づいて検討しているが、成果指標等を定めるなどしての検討はしていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和58年度に開始され、33年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	270	270
平成24年度	270	270
平成25年度	270	270
平成26年度	270	270
平成27年度	270	270

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.004人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後1ヶ月を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日まで、実績報告書の提出を受けている。

(サ) 事後点検

事業実績報告書を確認する方法により、目的外使用がないことの調査・確認や効果の評価を行っているが、具体的な成果指標などは定めていない。

## 5. 健康福祉部障害政策課の補助金

### (1) 群馬県精神障害者社会適応訓練事業補助金

#### ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 暴力団等でないことの誓約書（指摘事項51）

要綱に補助対象者が暴力団に該当する者であってはならない旨の規定がなく、誓約書の提出を求められていないことにつき、第4の第1項参照。

(イ) 状況報告書の提出期限遵守（指摘事項52）

結論：精神保健福祉協力事業所指導状況報告書は、交付要綱に定める期限どおりに提出するよう、協力事業所に求めるべきである。

説明：補助金の交付決定を受けた協力事業所は、前月分の指導状況を記載した精神保健福祉協力事業所指導状況報告書を、翌月10日までに提出しなければならないことと定められている（要綱第6条）。しかし、前月分の報告書が翌月10日までに提出されていたのは、事業を実施した6カ月中2カ月だけであった。しかも、平成27年6月の指導状況が記載された報告書が提出されたのは同年8月17日であり、提出期限を1カ月以上も徒過している。今後事業を実施する事業所に対しては、事業開始時に報告書の提出期限につき教示した上、要綱に定める期限どおりに報告書を提出するよう求めるべきである。

(ウ) 補助事業の周知（意見81）

結論：県内に存在する全ての作業所や精神科・心療内科を診療科目に掲げる医療機関に対し、精神障害者適応訓練事業の周知を図るべきである。

説明：精神障害者適応訓練事業については、県のホームページに掲載して広報を行っているものの、それ以外の広報は特段行っていない。精神障害者適応訓練は、はじめから通常の事業所に通うことが困難な精神障害者や、障害者の求人が少ない地域の精神障害者が、社会復帰を果たす過程において有効な事業である。働けるよ

うになりたいと考えながらも、精神疾患の影響から、通常の事業所での勤務を開始してもすぐに退職に至ってしまう精神障害者も県内に多くいると考えられるところ、平成27年度において、1人の対象者に対してしか、同事業が実施されていない。同事業の利用件数が少ない要因には、様々なことが影響しているものと考えられるが、同事業の存在を知らない対象者や対象者の通院先医療機関、作業所の存在が、1つの要因となっているのではないかと思われる。そこで、今後、県内に存在する全ての作業所や精神科・心療内科を診療科目に掲げる医療機関に対し、精神障害者適応訓練事業の周知を図るべきである。

#### イ. 本件補助金に関する調査結果

##### (ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県精神障害者社会適応訓練事業実施要綱の定めるところにより、協力事業者が対象者を受け入れ、指導を行ったときに、協力事業所に対して補助金を交付することとされている。

##### (イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県精神障害者社会適応訓練事業実施要綱、群馬県精神障害者社会適応訓練事業補助金交付要綱

##### (ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金額は、協力事業所が群馬県精神障害者社会適応訓練事業実施要綱に基づく知事の決定・登録を受けた訓練事業者を受け入れ、指導を実施した日1日につき2000円と定められている（要綱第2条）。補助の対象となる経費の範囲は特に定められていない。

##### (エ) 本件補助金の支出先

支出先は社会福祉法人にしあがつま福祉会であり、県有施設の貸与はない。精神障害者社会適応事業を実施する事業所は、実施要綱の定めるところにより、協力事業所としての登録を事前に行う必要がある。現在、群馬県内では、152の事業所が協力事業所として登録しており、それらの事業所において訓練対象者に対する指導が行われた場合に、補助金を交付している。補助事業の遂行能力については、事業所の状況を確認するなどして、検討している。

##### (オ) 補助金の算定方法・財源等

交付金額は、訓練対象者を受け入れ、指導を実施した日1日につき2000円と定められている（要綱第2条）。財源は一般財源であるが、一部、地域福祉基金を活用している。

##### (カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和52年度に開始され、39年継続している。補助金の交付額は、毎年の事業実施事業所の数により変動する。平成26年度及び平成27年度においては、1事業所のみでしか事業が実施されなかったが、平成25年度には6事業所で実施されている。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	5,760	2,860
平成24年度	5,280	2,760
平成25年度	4,398	1,936
平成26年度	961	480
平成27年度	1,921	240

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、指導実施実績に基づき交付される。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。精神障害者適応訓練事業は、改正前精神保健福祉法において、都道府県が行う事業とされていたため、市町村に同様の補助金はないと認識している。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

指導を終了した翌月の20日までに、実績報告書を保健福祉事務所長等に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

本件補助金は、訓練対象者を受け入れて指導を行った協力事業所に対して交付されるもので、用途について特に制限は設けていないため、交付した補助金の用途の調査・確認は実施していない。事業実施中に定期的に行われる支援会議に、担当部署の職員も参加し、随時実施状況を確認する方法により、実績報告書の正確性につき検証されている。

(2) 群馬県心身障害児者関係団体補助金 I

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 回議用紙の公印押印及び施行年月日（指摘事項53）

第4の第2項参照。

(イ) 交付申請書の記載（指摘事項54）

結論：交付申請書には、「補助事業の目的」を必ず記載するよう、相手先に対して指導を行うべきである。

説明：交付申請書には、補助事業の目的を記載することとされている（要綱第3条）。しかし、群馬県肢体不自由児者父母の会連合会から提出された交付申請書には、「補助事業の目的」を記載する欄はあるものの、空欄であり、目的は全く記載されていなかった。同団体が、長年にわたって同様の事業を実施し、20年以上にわたって県からの補助金を受領している団体であるとしても、記載内容に不備のある交付申請書をそのまま受け付けて交付決定を行われたことには、手続上の不備がある

と言わざるをえない。今後は、交付申請書には「補助事業の目的」を必ず記載するよう、相手先に対して指導を行うべきである。

(ウ) 団体の住所の確認頻度（意見 8 2）

結論：団体の住所は、書類が提出される都度、確認することが望ましい。

説明：交付申請書や実績報告書等を確認したところ、群馬県肢体不自由児者父母の会連合会の交付申請書および実績報告書には、団体の住所として高崎市箕郷町の住所が記載されていた。しかし、交付申請書の添付書類として提出された同団体の規約には、団体の住所として前橋市池端の住所が記載されていた。交付申請時に提出された規約は改正前のものであり、平成 27 年度時点における団体の住所は高崎市箕郷町で間違いのないことであった。同団体が開催するイベントに担当部署の職員が出席するなど、同団体と担当部署は比較的密に連絡を取り合っているため、誤って別の団体に補助金を交付してしまう可能性は乏しいと考えられるが、何らかのミスに繋がりがかねないので、今後は、書類が提出される都度、団体の住所を確認することが望ましい。

(エ) 補助事業者の支払先の確認（意見 8 3）

結論：補助金の目的外使用の有無を確認するにあたっては、単に領収書や伝票の金額を確認するだけでなく、支払先についても確認すべきである。

説明：群馬県肢体不自由児者父母の会連合会から提出された実績報告書には、支払先が何ら記載されていない出金伝票が 20 枚近くあった。支払先がわからなければ、補助金の目的外使用の有無につき、確認ができないものと考えられる。そこで、今後、補助金の目的外使用の有無を確認するにあたっては、単に領収書や伝票の金額を確認するだけでなく、支払先についても確認すべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金・交付金の目的・趣旨

群馬県肢体不自由児協会、群馬県肢体不自由児父母の会連合会、一般社団法人群馬県手をつなぐ育成会、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会、群馬県重症心身障害児（者）を守る会、特定非営利活動法人群馬盲ろう者つるの会の各団体の健全な育成を図るため、県が補助金を交付するとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県心身障害児者関係団体補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金額は、前記各団体が行う事業に要する経費に対し、「予算の範囲内」で交付するとしか定められていない（要綱第 2 条）。補助の対象となる経費の範囲は特に定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は、群馬県手をつなぐ育成会、群馬県肢体不自由児者父母の会連合会、群馬県肢体不自由児協会、特定非営利活動法人群馬盲ろう者つるの会である。

群馬県手をつなぐ育成会と群馬県肢体不自由児協会の 2 団体には、県有施設を貸

している。使用貸借である。

本件補助金の対象者は、群馬県肢体不自由児協会、群馬県肢体不自由児父母の会連合会、一般社団法人群馬県手をつなぐ育成会、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会、群馬県重症心身障害児（者）を守る会、特定非営利活動法人群馬盲ろう者つるの会に限定されている。その他、聴覚障害の団体には、別途、補助金を支出している。各支出先の補助事業の遂行能力については、過去の実績に基づいて、検討している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は特定財源である。交付決定以前にも、過去の実績に基づいて、支出の効果を検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は、団体ごとに補助金要綱を定めていたが、要綱が一本化された平成7年度から21年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	2,170	2,170
平成24年度	2,170	2,170
平成25年度	2,170	2,170
平成26年度	2,170	2,170
平成27年度	2,170	2,146

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。本件補助金は、全県的な活動をしている団体に対する補助であり、市町村には同じ目的の補助金はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業を完了した日から30日を経過した日又は完了した日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

実績報告書の提出を受けた後、領収書等の支出を証明する書類との突合及び補助金受領団体に対する聞き取りにより、目的外使用がないことを調査・確認している。具体的な成果指標は特に定めていないが、各団体が開催するイベントには担当者が出席している。

### (3) 群馬県心身障害児者関係団体補助金Ⅱ

#### ア. 指摘事項ないし意見

##### (ア) 実績報告書の提出を受ける時期（指摘事項55）

結論：要綱の定める期限までに実績報告書の提出を受けるよう、補助金対象団体に対する指導を行うべきである。

説明：実績報告書は、「補助事業を完了した日から30日を経過した日または補助事業を完了した日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日まで」に提出することと定められている（要綱第6条）。群馬県重症心身障害児（者）を守る会の同年度の補助事業は、平成27年3月31日に終了しているため、実績報告書は、平成28年4月20日までに提出されなければならない。しかし、提出された平成27年度の事業実績報告書の作成日は、平成28年5月9日であった。これは、平成28年4月20日までに実績報告書が提出されたが、不備等があったため、返却して修正の上での再提出を求めたため、日付が平成28年5月9日になったものである。実績報告書に誤りや不備等があった場合に修正等を求めるのは望ましいことであるが、それにより、提出期限を徒過するのは本末転倒である。修正等が必要な場合でも、提出期限までに提出されるよう、対象団体に対する指導・助言を行うべきである。また、期限直前に実績報告書の提出がなされた場合には、不備等があってもいったん返却をするのではなく、提出された実績報告書を受け付けた上で、別途「訂正書」などの提出を求めることが望ましい。

##### (イ) 回議用紙の修正方法（意見84）

結論：回議用紙への修正テープの使用は控えるべきである。

説明：補助金交付額確定書及び同通知書は、県がどのような決定を行い、どのように通知したのかを示す重要な書類であるが、それらの書面に関しては、原則として、決裁を受ける際の回議用紙が保存されているのみである。そのため、同回議用紙は、補助金の確定日及び施行日を示す重要な書類であると考えられるが、本件補助金の回議用紙には、修正テープによる修正が施されていた。修正が行われていたのは、決裁年月日、公印押印、施行年月日の3箇所である。年度の記載に関し、「28」と記載すべきところを「27」と記載してしまったために、修正テープで修正を行ったものと考えられるが、同書面の重要性からすれば、後に容易に改竄が可能な修正テープを利用して修正を行うことは、望ましいこととは言えない。今後、修正を行う場合には、修正テープは使用せず、修正箇所に二重線を引いて訂正印を押すなどの対応を行うべきである。

#### イ. 本件補助金に関する調査結果

##### (ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県肢体不自由児協会、群馬県肢体不自由児父母の会連合会、一般社団法人群馬県手をつなぐ育成会、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会、群馬県重症心身障害児（者）を守る会、特定非営利活動法人群馬盲ろう者つるの会の健全な育成を図るため、県が補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等  
規則、群馬県心身障害児者関係団体補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金の額は、前記各団体が行う事業に要する経費に対し、「予算の範囲内」で交付するとしか定められていない（要綱第2条）。補助の対象となる経費の範囲は特に定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬県重症心身障害者（児）を守る会であり、交付先に対する県有施設の貸与はない。本件補助金の対象者は、群馬県重症心身障害児（者）を守る会に限定されている。また、重症心身障害児（者）の関係でいえば、県内に「群馬県重症心身障害児（者）を守る会」以外の団体が存在する可能性もあるが、補助対象団体は、全国規模の上部団体があり、全県を網羅している団体であるところ、同規模の団体の存在は確認されていない。補助事業の遂行能力については、各補助事業者のこれまでの実績を踏まえ、検討している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は、全額、特定財源（地域福祉基金）である。成果指標等は定めていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成7年に開始され、21年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	200	200
平成24年度	200	200
平成25年度	200	200
平成26年度	200	200
平成27年度	200	200

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.01人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業を完了した日から30日を経過した日又は完了した日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

補助金受領団体から提出される事業実績報告書を確認する方法により、目的外使

用がないことの調査・確認を行っている。成果指標は特に設けていないが、本件補助金の交付により期待される効果は、重症心身障害児（者）の団体が活動しやすくなることである。実績報告書により、効果について、事後的にも、評価を実施している。

(シ) その他～団体の繰越金について

補助金対象団体である群馬県重症心身障害児（者）を守る会が提出した実績報告書によれば、平成27年度の当該団体の収入は389万5279円であるのに対し、支出は285万5137円であり、104万142円の繰越金が生じていた。平成26年度から平成27年度への繰越金は87万9426円であるから、平成27年度には16万716円の余剰が生じていたこととなる。平成27年度の補助金交付額は、20万円であるところ、補助金交付額の4分の3以上の金額が、平成27年度には使用されず、翌年度への繰越金になったことになる。

平成27年度において余剰金が生じた理由は、平成26年度まで当該団体が実施していた「交流キャンプ」の事業が平成27年度から実施されなくなったことなどの影響もあると考えられる。「交流キャンプ」の事業では、参加者が限られてしまうなどの弊害があるため、平成28年度においては、当該団体は、音楽療法の事業などの実施を検討している。

団体の健全育成を目的に掲げているが、重度障害者のためのレクリエーションなどは県として実施して欲しい事業であり、団体に繰越金が増加したことが直ちに補助の必要性を否定する要因にはならない。ただし、繰越金が増加した団体への補助は、補助金支出の効果が薄れる懸念も惹起するので、補助金支出の効果が十分に検討されることが必要ともいえる。この点について、繰越金の点が意識されたか否かは別として、支出の効果の検討自体は十分になされていたと認められるので、意見とはしないこととした。

(4) 群馬県心身障害児者関係団体補助金Ⅲ

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項56）

第4の第2項参照。

(イ) 回議用紙の公印押印の記載（指摘事項57）

結論：公印押印は、必ず記載すべきである。

説明：補助金交付決定の通知書は、担当部局内で決裁を受ける際に回覧した文案は保存されているが、実際に補助事業者に発出した通知書の控えは保存されていない。担当部局内での決裁用紙（回議用紙）は保管されており、同用紙には決裁年月日、公印押印日及び施行年月日が記載されているが、監査対象とした平成27年度の本件補助金の交付決定に関する決裁用紙（回議用紙）を確認したところ、同用紙の公印押印は、未記入のままとなっていた。公印押印の記載を怠れば、公印押印や施行について、事後的に確認をすることが困難となってしまう。公印押印は、确实

に記載するようにすべきである。今後、同様のミスを防ぐためには、公印押印の記載を担当者限りに任せる体制を改め、担当者が記載した後に、記載内容に誤りがないかを担当者以外の者がチェックするような体制をととのえることが望ましい。

(ウ) 実績報告書の提出を受ける時期（指摘事項58）

結論：要綱の定める期限までに実績報告書を提出するよう、補助金対象団体に対する指導を行うべきである。

説明：本件補助金に関する実績報告書は、「補助事業を完了した日から30日を経過した日または補助事業を完了した日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日まで」に提出することと定められている（要綱第6条）。公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会の補助事業は、平成27年3月31日に終了しているため、要綱によれば、当該団体からの実績報告書は、平成28年4月20日までに提出されなければならない。しかし、提出された実績報告書は、作成日は平成28年4月14日であるものの、その受付日は同月25日であった。これは、平成28年4月14日に実績報告書の提出を受けたが、提出されるべき書類が揃ったのが同月25日であったため、その日を受付日としたとのことであった。実績報告書に不備等があった場合に修正等を求めるのは望ましいことであるが、それにより、提出期限を徒過するのは本末転倒である。追加等が必要な場合でも、実績報告書の受付が要綱の提出期限までに提出されるよう、対象団体に対する指導・助言を行うべきである。また、期限直前に実績報告書の提出がなされた場合には、提出されたときに実績報告書を受け付けた上で、別途「訂正書」などの提出を求めることが望ましい。

(エ) 正味財産が増加している団体への補助金の目的について（意見85）

結論：団体の健全な育成を図るとする目的を踏まえて、補助金の必要性につき、検討を行うべきである。また、検討の結果、目的の追加を行って補助金の支給を継続する場合には、補助金受領団体に対し、補助金を有効に利用することのできる事業を実施するよう求めるべきである。

説明：補助事業の収入決算額は、2921万3610円と、県の補助金80万円を除いても2841万3610円ある。これに対し、同年度の補助事業支出決算額は2741万8258円であり、補助事業の収支は、県からの補助金80万円がなくとも、99万5352円の黒字であった。補助金受領団体の平成27年度の正味財産は2423万1541円と、前年度の2243万6189円から約180万円増加している。本件補助金の目的は、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会等の補助金対象団体の「健全な育成を図る」ことにあるが（要綱第1条）、このような状況からすると、団体の健全な育成を図ることができているものと考えられる。公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会は、知的障害者の福祉向上に寄与することを目的とする法人で、その目的を達成するために群馬県内において知的障害に関する啓発、調査、研修等の公益目的事業を行っている。そして、同法人の収入は、会員からの会費の他、寄付金、委託費等により賄われているところ、そのような状況を作り出すまでの同団体の努力は評価すべきである。しかし、県からの補助金収入が

なくとも成り立つ事業や団体に対し、補助金の交付を継続することには、補助金交付の有効性に疑問が残る。そこで、同団体に対する補助金の交付については、要綱に定める団体の「健全な育成を図る」という目的との関係で、補助金の必要性につき、検討を行うべきである。また、本件補助金の目的を、団体の「健全な育成を図る」ことを超えて、「知的障害者の福祉の向上を図る」こととするのであれば、その旨、要綱に明記すべきである。また、目的の追加を行って補助金の支給を継続する場合には、補助金受領団体に対し、補助金を有効に利用することのできる事業を実施するよう求めるべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱には「…、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会、…の各団体の健全な育成を図るため、県が補助金を交付する。」と規定されている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県心身障害児者関係団体補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金の額は、前記各団体が行う事業に要する経費に対し、「予算の範囲内」で交付するとしか定められていない（要綱第2条）。補助の対象となる経費の範囲は特に定められていない。

(エ) 本件補助金・交付金の支出先

支出先は公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会であり、県有施設が使用貸借で貸与されている。

本件補助金の対象者は同協会に限定されている。同協会は、県内で活動する社会福祉法人やNPOなど、45法人166団体が加盟する協会であるが、群馬県内に同様の団体はないため、群馬県内に同様の支出の対象となり得る他の団体は存在しない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定以前に支出の効果について具体的な検討は行っていない。しかし、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会は、県内で知的障害者関係の事業を行うほとんどの法人が加入している団体で、研修会を定期的実施するなど、知的障害者の福祉向上のための取組を行っており、補助金の支出による効果は出ているものとされている。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成7年度に開始され、21年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	800	800
平成24年度	800	800
平成25年度	800	800

平成 26 年度	800	800
平成 27 年度	800	800

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が 100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ 0.1 人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業を完了した日から 30 日を経過した日又は完了した日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

補助金受領団体から、実績報告書とともに領収書の提出を受け、その内容を確認する方法により、目的外使用がないことを確認している。具体的な成果指標の設定は難しいため、特に設けていない。補助金受領団体が実施する研修会やイベントには、担当部署の職員が参加し、実施状況を把握している。

(5) 群馬県精神障害者家族会連合会運営費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項 59）

第 4 の第 2 項参照。

(イ) 暴力団でないことの誓約書（指摘事項 60）

要綱に補助対象者が暴力団であってはならない旨の定めがなく、誓約書の提出が求められていないことにつき、第 4 の第 1 項参照。

(ウ) 補助事業と非補助事業の区分（指摘事項 61）

結論：補助事業の経費として計上されているものについては補助事業ではない研修会や交流会の収支は、補助事業収支決算書から除外するか、補助事業の収支とは区分した補助事業収支決算書が作成・提出されるべきである。

説明：実績報告書添付の平成 27 年度補助事業収支決算書によれば、補助事業の経費として、研修会と交流会に要した費用 5 万 5 1 0 2 円が支出されている。同研修会及び交流会は、1 泊 2 日で実施されているところ、この 5 万 5 1 0 2 円は、夜の宴会費用を含めてかかった費用 1 4 万 5 6 0 2 円のうちの一部を、補助事業の対象経費として補助金受領団体の会計から支出したものである。

上記研修会と交流会は補助事業ではなく、同研修会及び交流会の費用合計 1 4 万 5 6 0 2 円に対して本件補助金を支出すべきではなかったこととなる。

今回のケースでは、本件補助金を当該団体の補助事業に関する支出に全額充てた

としても、上記費用を当該団体の自主財源で賄える範囲なので、補助金返還等の措置を採る必要性までは認められなかった。しかし、補助事業ではない会合に関する支出が補助事業の収支に含めて報告されていることには問題があり、補助事業でない事業の収支は、補助事業収支決算書から除外するか、補助事業の収支とは区分して補助事業収支決算書が作成されるべきである。

(エ) 旅費の妥当性の検討について（意見 86）

以下の検出事項につき、第 4 の第 4 項参照。

補助事業者が各人に対して旅費を支払ったことを証する資料は実績報告書に添付されており、電車代や駐車場代などの実費が計上されているものもあったが、「理事会出席旅費」などの名目の旅費は、1000円から1万7000円の金額が支給されていたが、その算定根拠は示されていない。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県精神障害者家族会連合会「群馬つつじ会」の健全な育成を図るため、県が補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県精神障害者家族会連合会運営費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金の額は、群馬つつじ会が行う事業に要する経費に対し、「予算の範囲内」で交付するとしか定められていない（要綱第 2 条）。補助の対象となる経費の範囲は特に定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬県精神障害者家族会連合会であり、平成 27 年度までは、県有施設である群馬県社会福祉総合センターを借りている団体の部屋を間借りしていたが、平成 28 年度からは、同センターの部屋を県から直接借り受けることとなった。貸借の形態は、賃貸借である。

本件補助金の対象者は、要綱上、同連合会に限定されているため、同様の支出の対象となり得る相手先等は想定していない。また、同連合会は、県内に 16 の下部団体を持ち、全県的な活動を行っているところ、同じように全県的に活動を行う精神障害者の家族会は、群馬県内には他に存在しない。

補助事業の遂行能力については、過去の実績に基づいて、検討している。補助金受領団体は、これまで長年にわたって、毎月 1 回家族会を実施しているほか、講演会や研修会などを実施してきているため、遂行能力は十分にあると考えられる。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成 2 年に開始され、26 年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,200	1,200
平成24年度	1,200	1,200
平成25年度	1,200	1,200
平成26年度	1,200	1,200
平成27年度	1,200	1,200

(キ) 本件補助金の区分・態様

団体の運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。補助金受領団体は、全県的に活動をしている団体であるため、単体に対する市町村の補助金はないと考えている。県内の地域ごとに組織している同団体の下部団体に対する補助金が、市町村にあるかどうかは、不明である。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.01人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業を完了した日から30日を経過した日又は完了した日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

事業実績報告書に添付された領収書等の支出に関する証憑の写しを確認することにより、目的外使用がないことを確認している。また、補助金受領団体が主催する研修会などに担当部署の職員が参加し、実施状況の調査も行っている。

具体的な成果指標は特に定めていないが、補助金受領団体が開催する家族会や講演会、研修会などへの参加人数を把握するなどして、効果について検討している。

(6) 日本てんかん協会群馬県支部運営費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助金交付先に対する領収書の宛名（意見87）

結論：領収書の宛名を、「公益社団法人日本てんかん協会群馬県支部」とするよう求めるべきである。仮に正式名称の使用に支障があるとしても、「波の会」ではなく「波の会群馬県支部」などとすることを求めるべきである。

説明：本件補助金受領団体は、「公益社団法人日本てんかん協会群馬県支部」であるが、補助事業の経費として提出された領収書の中には、その宛名が「波の会」であるものが散見された。しかし、「波の会」とは、「公益社団法人日本てんかん協会」の通称であり、群馬県支部の通称ではない「公益社団法人日本てんかん協会」の通称を使用している可能性があることが判った。領収書は写しで提出されている

ところ、1枚の領収書が、複数団体で使用されてしまう虞もないとは言い切れない。そのような虞をなくし、疑いを持たれないようにするためにも、今後は、「公益社団法人日本てんかん協会群馬県支部」という宛名が記載された領収書を求めるべきである。また、仮に正式名称の使用に支障があるのであれば、領収書の宛名を、「波の会群馬県支部」などとして群馬県支部宛の領収書であることが判別できるようにすることを求めるべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

(公社)日本てんかん協会群馬県支部に対し、県が補助金を交付するとのみ定められている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、(公社)日本てんかん協会群馬県支部運営費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金の額は、群馬県支部の運営に要する経費に対し、「予算の範囲内」で交付するとしか定められていない(要綱第2条)。補助の対象となる経費の範囲は特に定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は日本てんかん協会群馬県支部であり、県有施設の貸与はない。

本件補助金の対象者は、同支部に限定されているため、支出の対象となり得る相手先等は要綱上想定していない。また、同支部は、全国組織である公益社団法人日本てんかん協会の支部で、全県的な活動を行っているところ、全県的に同じような活動を行う団体は、群馬県内には他に存在しない。同支部における補助事業の遂行能力の有無については、過去の実績に基づき、検討している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

「予算の範囲内」で交付することとしており、算定根拠などは定められていない。

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成8年度に開始され、20年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	200	200
平成24年度	200	200
平成25年度	200	200
平成26年度	200	200
平成27年度	200	200

(キ) 本件補助金の区分・態様

団体の運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.01人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業を完了した日から30日を経過した日又は完了した日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

補助金受領団体から提出された事業実績報告書に添付された領収書等の証憑を確認することにより、目的外使用がないことの確認を行っている。補助金受領団体は、てんかんの普及啓発等の活動を行っているが、どの程度、普及啓発が進んだかという効果を測定するのは困難であると考えている。そのため、同団体が開催するセミナーの参加人数を確認し、補助金の効果についての評価を実施している。

## 6. 健康福祉部薬務課の補助金

### (1) 一般社団法人群馬県薬剤師会医薬品情報管理事業補助金

#### ア. 指摘事項ないし意見

##### (ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項62）

補助金交付決定書、同決定書の通知書、補助金交付額確定書、同確定書の通知書の公印区分及び施行区分につき、第4の第2項参照。

#### イ. 本件補助金に関する調査結果

##### (ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付の目的は、医薬品の有効性と安全性を確保し、県民の保健衛生向上に資するためであり、事業等の内容は、一般社団法人群馬県薬剤師会が行う医薬品情報管理事業である（要綱第1条）。具体的には、医薬品の情報を薬剤師・医師等の医療関係者に提供すること、医薬品に関する一般県民からの質問・照会に対応することなどである（要綱第2条）。

##### (イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

薬事法、規則、一般社団法人群馬県薬剤師会医薬品情報管理事業補助金交付要綱

##### (ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金の額は、「その都度知事が定めた金額」と定められているのみで、算定方法や上限額は定められていない（要綱第2条）。補助対象経費は人件費、需用費、役務費、備品購入費に限定されている（要綱第2条）。

##### (エ) 本件補助金の支出先

支出先は一般社団法人群馬県薬剤師会であり、交付先に対する県有施設の貸与はない。本件補助金の対象者は、交付要綱上、同法人に限定されている。そのため、

要綱上、本件補助金の支出対象となり得る同様の相手先等は想定し得ない。なお、当該団体同様の事業を実施する団体としては、群馬県内には、前橋市薬剤師会、高崎市薬剤師会など、各市の薬剤師会が存在する。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定以前にも、支出の効果について、これまでの実績に基づいて検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和54年度に開始され、37年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	705	705
平成24年度	705	705
平成25年度	705	705
平成26年度	705	705
平成27年度	705	705

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業を完了した日から2ヶ月以内、又は補助金の交付決定に係る会計年度終了の日から1ヶ月以内に、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

補助金受領団体から提出される事業実績報告書及び当該団体の保管する帳簿や領収書等の書面を確認することにより、目的外使用がないことの調査・確認を行っている。成果指標は特に定めてはいないが、利用件数の推移などにより、効果を確認・評価している。

## 7. 健康福祉部国保援護課の補助金

### (1) 群馬県遺族援護事業補助金

#### ア. 指摘事項ないし意見

##### (ア) 暴力団等排除措置について（指摘事項63）

要綱に補助対象者が暴力団に該当する者であってはならない旨の定めがなく、誓

約書の提出が求められていないことにつき、第4の第1項参照。

(イ) 実績報告書の提出期限（意見88）

事業実績報告書の提出期限が「当該年度の次の年度の4月30日まで」と定められていること（要綱第5条）につき、第4の第6項参照。

(ウ) 政党の懇談会への出席のための旅費を補助対象事業の対象経費とすることの是非（意見89）

結論：補助事業の経費に、政党の懇談会への出席のための旅費を含めることは、補助金の中立性を疑われる虞もあることから、懇談会の趣旨や出席に至る経緯によっては無理からぬこともあるとしても、補助事業の経費として適当か否か慎重に確認を行い、不適切と判断した経費については除外するようにすべきである。

説明：実績報告書によれば、補助金受領団体は、政党の懇談会出席の際に要した旅費交通費を、補助対象事業の経費として計上している。

補助金受領団体が、政党が主催する懇談会に出席することは自由であり、政党側から政策立案の参考とするために県内の諸団体を招いて意見を聴く会に出席した際の旅費であり、県としては、補助対象経費のうち「遺族援護事業運営費」または「その他知事が必要と認めた事業に要する費用」に該当すると判断したとのことであった。

その判断が誤りであるとする明確な根拠はないことから、上記の旅費を補助対象経費に含めることが違法ないし著しく不適切とまでは言い切れないが、当該懇談会に県内の諸団体の全てが招かれているわけではないとみられ、また、招かれた団体及び構成員にも政治的活動の自由があり、政党を支持することを制限できないのであるから、公的補助金の中立性を維持するためにも、政党の懇談会への出席のための旅費については補助対象経費から除外することが望ましいといえる。

(エ) 補助対象の範囲について（意見90）

結論：補助の目的が「県下の戦没者遺族の福祉の増進のため」とある事から、現時点に於いて補助対象者を特定の団体に限定する事は、目的達成のため最適とはいえず、適切な団体が補助の対象となるよう対象者の要件を定めた上で、要件を充たした団体が広く補助金による支援を受けることができるよう改善を図るべきである。

説明：本件補助金は、交付要綱により、「県下の戦没者遺族の福祉の増進のため、群馬県遺族の会の行う事業に対し」補助金を交付するとされている。

群馬県遺族の会は、設立にあたっての歴史的な背景もあり、先の大戦等における戦没者の遺族の多くが会員となり、戦後70余年にわたり戦没者遺族の活動の中心的存在として活動を続けてきた。現状で、県下において、群馬県遺族の会は戦没者の慰霊・英霊顕彰及び遺族の福祉の増進のため活動する無二の団体であり、その事業等に対し補助を行うことは、相応の効果が期待でき、群馬県遺族の会が存続する限り補助を続けることが全ての戦没者遺族の福祉の増進につながるという県の考えも、理解を得られる範囲にあると考えられる。

また、30年以上にわたり実績を重ねている群馬県遺族の会による海外戦跡慰霊巡拝事業などについて補助を続けることについても、相当の妥当性はある、疑問を挟む余地はないという見方も十分に成り立ち得る。

しかし、本件補助金は、現状において、補助対象を群馬県遺族の会が実施する事業に限定しており、かつ、参加者も会員に限定されていることから、時代の変遷と社会情勢・価値観の変化とともに、群馬県遺族の会の理念や活動には賛同できないが、海外や沖縄での慰霊は行いたいと考える遺族は、同団体に加入しない限り、県からの支援を受けられないという状態にあり、「県下の戦没者遺族の福祉の増進」とする本件補助金の目的、公平性の観点を鑑みた場合、理想的な事業内容であるとは言い難く、改善の余地が見受けられる。

現状では、同規模の活動を行っている団体は県内に一つであり、補助金の交付先が群馬県遺族の会以外には想定し難いとしても、本件補助金の目的を達成させ、高い水準での施策効果を実現したいと考えるならば、開かれた補助金となるよう、改善を図るべきである。

なお、交付要綱については、適切な団体に対する適切な事業への補助を担保するため、新たに補助金の交付対象団体及び交付対象事業に係る要件の追加等を検討する必要がある。

#### (オ) 補助金額の計算根拠の明確化（意見91）

結論：補助金額の計算根拠を明確にすべきである。

説明：本件補助金は、群馬県遺族の会の行う事業に対する補助だけではなく、当該団体の運営費の補助も行うものである。そして、当該団体の運営費補助の金額は、260万円と、過去5年間において変更はない。

補助を開始する当初においては、補助金額について検討されたと思われるが、その後、過去の事業実績等を踏まえ、現在のような定額補助となっている。また、当該団体には2人の専従職員がいるが、これ以上の減額を行うと、団体の運営自体が危機的状況に陥る事態も容易に予見できることから、現段階での見直しは難しいとのことであった。

しかし、客観的な算出基準が不明確である現状のまま、特定の団体に少額とは言えない補助金の支出を継続することは、好ましい方法での補助金事務とは言いがたく、対外的な説明という観点からも客観的な積算根拠を設けて明確化すべきである。

#### (カ) 補助対象事業の対象経費の明確化（意見92）

結論：要綱上、補助事業の対象経費の範囲を明確化し、補助対象経費の適切な把握に努めるべきである。

説明：実績報告書添付の補助金収支精算書によれば、補助金受領団体が海外戦没者の慰霊巡拝にかかる事業費として支出した金額は、655万8905円である。大半は旅行会社に支払われたものであるが、その内訳は海外渡航に係る費用の他、宿泊費、現地交通費、飲食費、慰霊行事経費などであった。

海外戦没者慰霊巡拝事業に関しては、事業に要する費用を3分割し、3分の1を

実際に巡拝に参加した本人、3分の1を市町村、3分の1を県が負担するという運用を行っているが、当該事業費のうち、どの部分が県の補助金により賄われ、どの部分が参加者の負担となっているのか明確になっていない。また、本件補助金は、要綱上、補助対象経費の範囲について特に規定はないため、費用全額が補助対象経費として計上されている。

そのため、本件補助金の目的達成と交付額の適正さを担保するためには、費用の詳細を明らかにした上で、海外での慰霊巡拝に必要な経費のみが計上されているか、社会通念に照らし合わせ、疑念を抱かれる可能性はないかといった観点での確認が必要であり、仮に常識の範囲とは言い難い費用が含まれていた場合などには、慎重に内容の確認を行い、不適切な経費であれば、補助対象経費から除外しなければならない。

(キ) 補助金のあり方について（意見93）

結論：新たな補助制度の創設も視野に、本件補助金については、目的の他、補助の対象事業や対象経費その他について再検討の必要があるものとする。

説明：本件補助金の目的は、県下の戦没者遺族の福祉の増進であり、広く戦争犠牲者の遺族を対象として、群馬県遺族の会が行う以下の事業に対して交付されているものである（要綱第2条）。

ア 遺族援護事業運営費

イ 遺族沖繩群馬の塔参拝事業費

ウ 沖繩群馬の塔維持管理費

エ その他知事が必要と認めた事業（昭和61年度から、海外戦跡慰霊巡拝事業が毎年実施されている。）

また、海外戦没者慰霊巡拝事業以外の事業に対する補助金は、昭和39年度から交付されており、毎年の交付金額は、過去の事業実績や見直し等を踏まえ減額傾向にあるものの、過去5年間においては、毎年500万円前後に上っている。戦後71年が経過し、遺族援護等のあり方についても、見直しが必要となる時が来ることも予見されるが、例えば、戦争の惨禍と平和の尊さを次世代へ継承する新たな事業などが、広くは遺族の福祉増進にも寄与していく可能性について検討を行うことも、意義あるものと考えられる。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県下の戦没者遺族の福祉の増進を図るため、群馬県遺族の会の行う事業に対して補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県遺族援護事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金の額は、「予算の範囲内」と定められている（要綱第2条）。補助対象経費は、（1）遺族援護事業運営費、（2）遺族沖繩群馬の塔参拝事業費、（3）沖

縄群馬の塔維持管理費、（４）その他知事が必要と認めた事業に要するとする経費と定められている（同条）。対象経費に対する補助の割合は交付要綱には定められていないが、対象事業のうちの遺族沖縄群馬の塔慰霊参拝事業及び海外戦没者慰霊巡拝事業（その他知事が必要と認めた事業として実施）に要する費用に関しては、経費を3分割し、3分の1を参拝・巡拝者本人、3分の1を市町村、3分の1を県が負担するという運用を行っている。

（エ）本件補助金の支出先

支出先は一般財団法人群馬県遺族の会であり、県有施設が使用貸借により貸与されている。

本件補助金の相手先は、交付要綱上、群馬県遺族の会に限定されているため、支出の対象となる得る他の相手先は想定し得ない。出征して戦死した方の遺族で県内にいる方の多くが群馬県遺族の会に所属しているため、同団体が存続する以上、同団体への補助をすることが最適と考えられ、また、現状で、同類の他団体は見受けられないとのことである。補助事業の遂行能力については、これまでの実績に基づいて、検討している。

（オ）本件補助金の算定方法・財源等

補助対象事業のうち、遺族援護事業運営、沖縄群馬の塔維持管理費及び沖縄群馬の塔慰霊祭挙行は定額補助であるが、遺族沖縄群馬の塔参拝事業費、及び海外戦没者慰霊巡拝事業費は定率補助である。運営費補助金は定額補助である。財源は一般財源である。交付決定以前にも、支出の効果について、過去の実績に基づき、検討している。

（カ）本件補助金の推移

本件補助金は昭和39年度に開始され、52年継続している。

①事業費補助 (単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	2,498	2,498
平成24年度	2,687	2,572
平成25年度	2,810	2,256
平成26年度	2,508	2,293
平成27年度	2,508	2,508

②運営費補助 (単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	2,600	2,600
平成24年度	2,600	2,600
平成25年度	2,600	2,600
平成26年度	2,600	2,600
平成27年度	2,600	2,600

（キ）本件補助金の区分・態様

事業費の補助及び団体の運営費の補助であり、事業費の補助については、定額補助（沖縄「群馬之塔」維持：34万1000円、沖縄「群馬之塔」慰霊祭挙行：21万6000円）と定率補助（海外慰霊、沖縄「群馬之塔」慰霊：3分の1）であり、運営費補助については、年260万円の定額補助である。

(ク) 交付の負担関係

本件補助金は、県が100%負担するものである。本件補助金の対象事業のうち、遺族沖縄群馬の塔慰霊参拝事業及び海外戦没者慰霊巡拝事業の2つに関しては、県内の多くの市町村において、同じ目的の補助金が設けられている。しかし、本件補助金は、事業に要する経費を3分割し、3分の1を実際に参拝・巡拝に行った本人、3分の1を市町村、3分の1を県が負担するという運用を行っているため、市町村に同目的の補助金があることを理由に補助金を不交付とする予定はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

当該年度の次の年度の4月30日までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

事業実績報告書の内容を確認することにより、目的外使用のないことを調査・確認している。具体的な成果指標等は特に定めていない。特段、効果についての事後的評価は行っていないが、群馬県遺族の会が、例年どおり、事業を継続実施できることが、戦没者及び遺族に対する最大の効果であると考えられている。

(ス) その他～沖縄群馬の塔の維持管理状況の把握について

沖縄群馬の塔の維持管理は、本件補助金の対象事業の1つであるところ、補助金受領団体は沖縄群馬の塔の維持管理費として34万9920円を支出している。そして、同維持管理費の補助率は100%であり、全額が補助金により賄われている。

しかし、実際に沖縄群馬の塔の維持管理を行っているのは「沖縄平和祈念財団」であり、補助金受領団体は「沖縄平和祈念財団」と委託契約を締結して34万9920円を支払っている。

そこで、沖縄平和祈念財団がどのような維持管理を行っているのか確認したところ、沖縄群馬の塔の付近には、他県の塔も建立されており、沖縄平和祈念財団が一括して維持・管理を行っており、日常的な清掃や見回りの他、荒天後の被害状況の確認なども行われているとのことであった。上記財団から毎年、委託事業完了報告書が提出されており、そこには清掃の実施状況や施設の点検結果などが記載されていた。具体的に、どのような頻度で、どのような清掃や見回りがなされているのか、細部までは把握し難いものの、年1回、遺族の会による沖縄群馬の塔参拝の際には、遺族の会事務局職員の他、県職員も同行しており、沖縄群馬の塔の管理状況について現地確認を行い、これまで良好に管理が行われていることが確かめられていると

のことであった。

(2) 群馬満蒙拓魂之塔慰霊事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項64）

補助金交付決定書、同決定書の通知書、補助金交付額確定書、同確定書の通知書の公印区分及び施行区分につき、第4の第2項参照。

(イ) 暴力団等排除措置について（指摘事項65）

要綱に補助対象者が暴力団に該当する者であってはならない旨の定めがなく、誓約書の提出も求められていないことにつき、第4の第1項参照。

(ウ) 事業実績報告書の提出期限遵守（指摘事項66）

結論：事業実績報告書は、要綱に定める期限どおりに提出するよう、補助金受領団体に求めるべきである。

説明：補助金受領団体は、事業実績報告書を、事業が完了した日から20日以内に提出しなければならないこととされている（要綱第4条）。

しかし、補助事業として実施された合祀慰霊法要が実施されたのは平成27年9月27日であるのに対し、事業実績報告書が提出されたのは平成28年4月15日と、事業完了から約7ヶ月もの期間が経過した後のことであった。すなわち、本件補助金の事業実績報告書は、要綱の提出期限を半年以上も徒過して提出されているのである。

今後は、交付決定時に事業実績報告書の提出期限を補助金受領団体に教示した上、要綱に定める期限どおりに報告書を提出するよう求めるべきである。

また、仮に、事業完了から20日以内に事業実績報告書の提出を求めることが困難な事情があるのであれば、その事情を踏まえて要綱に定める実績報告書の提出期限を変更すべきである。

(エ) 補助対象経費の妥当性（意見94）

結論：補助対象経費としての妥当性を検討すべきである。

説明：事業実績報告書添付の「第42回群馬満蒙拓魂之塔合祀慰霊祭歳入歳出決算書」によれば、平成27年度に補助事業に要した費用の総額は23万7273円であり、慰霊祭費はそのうちの11万9850円であって、残りの11万7423円のうちの2万8640円が会議費、7万1920円が諸経費・文具代等に充てられていた。

しかし、補助事業として実施されている「群馬満蒙拓魂之塔合祀慰霊祭」は、年に1回開催されているものであるところ、会議費3万円、諸経費・文具代等として7万円以上の費用が必要であったのかの確認は十分ではなかった。

そもそも、本件補助金は「群馬満蒙拓魂之塔合祀慰霊事業」に対する事業費補助であるところ、文具代等は、補助金受領団体における日常的な経費と思われるものである。補助対象とすることは、疑念なく適切とはいえず、補助金受領団体の支

出のほぼ全てが補助対象となり得ることとなってしまふ。そのため、本件補助金が運営費に対する補助金であるとすればともかく、事業費に対する補助金である以上、団体の日常的な費用を補助対象経費とすることは、妥当とは思われない。さらに、補助対象経費をこのように広く解釈しては、補助事業の目的達成のために必要不可欠な経費を見誤り、適切な補助金額の算定を困難とするおそれさえある。

そこで、今後、補助金受領団体から実績報告書の提出がなされた際には、決算書どおりの支出がされているかどうかだけではなく、補助対象経費としての妥当性についても、検討すべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助の目的・趣旨

交付要綱に「本県から送出された開拓団、義勇隊全物故者の慰霊のため、群馬満蒙拓魂之塔奉賛会の行う事業に対して補助金を交付する。」と定められている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県満蒙拓魂之塔慰霊事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金の額は、「予算の範囲内」としか定められていない（要綱第2条）。補助対象経費は、群馬満蒙拓魂之塔慰霊事業に要する経費と定められている（同条）。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬満蒙拓魂之塔奉賛会であり、県有施設の貸与はない。本件補助金の対象者は、要綱上、同会に限定されているため、同様の支出の対象となり得る他の相手先は想定し得ない。また、本件補助金は、本県から送出された開拓団、義勇隊全物故者の慰霊のための事業に支出されているところ、群馬県内に同様の事業を行う団体は存在していない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定以前にも、支出の効果について、過去の実績に基づき、検討しているが、具体的な成果指標等は特に設けていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和50年度に開始され、41年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	100	100
平成24年度	100	100
平成25年度	100	100
平成26年度	100	100
平成27年度	100	100

(キ) 本件補助金の区分・態様

事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業が完了した日から20日以内に、実績報告書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

実績報告書の提出を受けた後、担当部署の職員が補助金受領団体に出向き、目的外使用のないことを確認している。具体的な成果指標等は特に定められていないが、実績報告書の提出を受けた後、担当部署において、事後的な評価を行っている。効果が見えにくいものであるが、毎年、滞りなく合祀慰霊事業が実施されていることが、効果であると考えられている。

## 8. 健康福祉部食品・生活衛生課の補助金

### (1) 一般社団法人群馬県食品衛生協会県費補助金

#### ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日及び施行年月日の記載、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項67）

第4の第2項参照。

(イ) 補助対象事業の対象経費とすることが不適切な支出（指摘事項68）

結論：補助事業の経費として計上されているものについては、具体的な説明を求めるとともに、補助事業の経費とすることが不適切な支出が経費として計上されている場合には、補助事業の経費から除くよう求めるべきである。

説明：実績報告書添付の補助金収支精算書によれば、補助金受領団体は、指導員研修会費として年90万1116円を支出しており、その全額が、38名の食品衛生指導員が参加した、1泊2日で千葉県内にある有限会社マルタケ及びサッポロビール株式会社千葉工場の視察研修のために支出された費用であった。バス代等として旅行会社に支払われた金額が82万6700円と高額であるが、どの部分を補助対象事業の経費として計上し、どの部分を参加者の負担としているのかの内訳は明確にはなっていない。

確かに、食品衛生指導員の研修事業は、要綱上、本件補助金の補助対象事業とされている。そして、補助金受領団体が、団体内の親睦を図る目的で、研修と同時に県外に宿泊して懇親会等を実施することは自由である。

しかし、補助対象事業である研修事業の経費として、社会通念上相当といえるのは、研修会実施のために使用する会場費や、研修会における茶菓や弁当代等に限られると考えられる。宿泊代や宿泊施設での飲食代等の費用は研修事業の経費として

相当ではない。

そもそも、本件補助金の交付額は、補助対象事業にかかる経費を参考に、予算の範囲内で決められているところ、補助対象事業とは無関係又は関連性の薄い経費を補助対象事業の経費とすることを認めてしまつては、今後、補助金の交付額を決定するにあたり、適切な支給額を見誤るおそれさえある。

そこで、今後は、経費として計上されたものについては、具体的な説明を求めるとともに、補助事業の経費とすることが不適切な支出が経費として計上されている場合には、補助事業の経費から除くよう求め、補助対象経費の適切な把握に努めるべきである。

(ウ) 実績報告書の提出期限（意見 9 5）

事業実績報告書の提出期限が「補助事業が終了したときは・・・翌年度の 4 月 30 日まで」と定められていること（要綱第 6 条）につき、第 4 の第 6 項参照。

(エ) 補助対象経費の明確化（意見 9 6）

結果：補助の対象となる経費の費目を、要綱に具体的に明記すべきである。

説明：本件補助金の交付額は、「補助対象事業にかかる経費の合計額について知事が認める額に 1 / 2 を乗じて得た額」と記載されているのみで、経費の範囲は具体的に定められていない。補助の対象となる経費の範囲を明確にしておかなければ、補助事業にかかる経費の額を見誤るおそれがある。

そこで、補助の対象となる経費の費目を、要綱に具体的に明記すべきである。

(オ) 講師謝金料の算定について（意見 9 7）

以下の検出事項につき、第 4 の第 5 項参照。

一般社団法人群馬県食品衛生協会は、食品衛生功労者および優秀施設の表彰事業に関する費用として、報償費 2 9 万 8 5 4 0 円を支出している。これは、食品衛生大会の司会者及び同大会で実施した講演の講師に対して支払われた謝金であるが、その内訳は、司会者に対する謝金が 3 万 5 0 0 0 円、講師に対する講演料が 2 6 万 3 5 4 0 円である。そして、同大会における講師の講演時間は、1 時間 3 0 分～2 時間程度であるところ、講師料の単価は、どれだけ少なく見積もっても、1 時間あたり 1 3 万円以上であるといえる。これは、その当否は別として、県が予算要求の際の目安として設定している予算標準単価の 1 6 倍以上の金額である。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱に「食品衛生の向上及び増進を図るため、一般社団法人群馬県食品衛生協会に対して補助金を交付する。」と定められている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

食品衛生法、規則、一般社団法人群馬県食品衛生協会県費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金額は、補助対象事業にかかる経費の合計額について知事が認める額に補助率の 2 分の 1 を乗じて得た額と定められている。（要綱第 3 条）

①食品衛生指導員の養成及び研修事業、②食品衛生知識の普及に関する事業、③食品衛生功労者及び優良施設の表彰事業、④製品の自主検査に関する事業であり、それらの事業にかかる経費の合計額につき、知事が認める額の2分の1とされている。

具体的な経費の範囲（費目）は特段定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は一般社団法人群馬県食品衛生協会県費補助金であり、県有施設の貸与がある。

本件補助金の対象者は、同協会に限定されている。中核市（群馬県内においては前橋市及び高崎市）は、都道府県と並んで食品衛生に関する正しい知識の普及等のために必要な措置を講じなければならないとされているところ（食品衛生法2条、地域保健法5条1項、地方自治法252条の22）、前橋市には前橋食品衛生協会、高崎市には高崎食品衛生協会があり、各市は各協会に対して補助金の支給等の施策を講じている。食品衛生に関しては、食品衛生法上、都道府県に必要な措置を講ずる義務があるため、中核市以外の地域には、県の機関として保健所を設置して必要な措置を講ずるとともに、一般社団法人群馬県食品衛生協会と協力しながら食品衛生の向上及び増進を図っている。本件補助金に関しては、県内に支出対象となり得る同様の相手先等は存在しないものと考えられる。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は特定財源である。効果の測定が難しい事業であるため、交付決定前に、支出の効果については検討していない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和61年度に開始され、30年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,600	1,600
平成24年度	1,600	1,600
平成25年度	1,600	1,600
平成26年度	1,600	1,600
平成27年度	1,600	1,600

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助金受領団体は、補助事業が終了したときは、翌年度の4月30日までに、実績報告書と収支精算書を知事に提出しなければならないこととされている。

(サ) 事後点検

補助金受領団体から提出される事業実績報告書の審査、当該団体の帳簿及び保管している領収書等の確認をする方法により、目的外使用がないことの調査・確認を行っている。成果指標等は特に定めていないが、実績報告書により、効果についての事後的な評価も実施している。